

## 第6章 配慮書についての市長の意見



## 第6章 配慮書についての市長の意見

計画段階環境配慮書について、札幌市長からの意見は表6-1に示すとおりである。

表6-1 配慮書についての札幌市長からの意見

|  |
|--|
| <p>本事業は、札幌駅交流拠点の先導街区に、最高高さが200m又は255mに至る大規模建築物及び排出ガス量が最大で79,900Nm<sup>3</sup>/hに達する地域冷暖房施設（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第2条に規定する特定工場）を建設・設置するものであり、大気質、騒音、風害、日照、景観など様々な環境要素に影響を及ぼす可能性があることから、事業計画の更なる検討に当たっては、次に掲げる事項について検討を加え、本事業による環境影響を極力回避又は低減すること。また、検討結果を方法書以降の手續に反映させること。</p> <p>1 大気質、騒音及び振動について<br/>施設供用開始後の資材等の搬出入車両並びにバスターミナル及び駐車場部分の利用に伴う来場者等関係車両の走行により発生する窒素酸化物、騒音及び振動について、調査、予測及び評価を行うこと。<br/>なお、バスターミナルや駐車場部分の往来等の台数については、適切な方法で見積もりを行うこと。<br/>また、窒素酸化物については、地域冷暖房施設の稼働に伴う発生も含め、総合的に調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>2 風害について<br/>計画建築物の建設・設置に伴い発生するビル風や、ビル風に伴う風切り音について、可能な範囲で調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>3 日照阻害について<br/>(1) 当該事業実施想定区域の周辺では、他事業者による再開発事業が工事着手済み又は環境影響評価手続中であるため、これら他の再開発事業と本事業に伴う日影の複合的な影響が懸念される。<br/>このため、他の再開発事業との日影の複合的影響について、適切な手法を採用したうえで、調査、予測及び評価を行うこと。<br/>(2) 北海道においては、特に冬季の日照時間が短く貴重であることから、日影の影響を規制の範囲内にとどめるのみならず、冬季の日影の影響について、十分な調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>4 景観について<br/>景観に関する調査、予測及び評価を行うに際しては、次に掲げる事項を実施し、道都札幌の玄関口にふさわしい緑化を含めた景観の形成に配慮すること。<br/>(1) 計画建築物の基壇部については、南口駅前広場の周囲のみならず、北5条手稲通の南側に建ち並ぶ既存建築物とのデザイン上の調和等について十分に配慮すること。<br/>(2) 計画建築物の高層部については、周辺からの眺望の確保や圧迫感の軽減などを総合的に検討すること。</p> <p>5 交通に関する負荷について<br/>計画建築物が自動車や歩行者等の周辺交通に与える影響について、十分な調査、予測及び評価を行い、その要旨を記載すること。</p> |
|--|

